

## 令和8年度にいただいたご意見・回答

日付	分野	地域福祉
5月19日	ご意見	2026年4月の改正民法施行により、離婚後共同親権の選択が可能となりました。子の居所指定も共同の意思決定が必要であり、一方の親による同意なき住所変更の受理は、自治体が「未成年者略取誘拐罪」の幫助や人格権侵害の訴訟リスクを負う懸念があります。これを受け、一部の先行自治体では実務運用が開始されていますが、住民福祉の向上と行政リスク回避のため、転出入時に「親権者の双方署名の同意書」を確認するプロセスの導入を強くお願いいたします。
	回答	この度はご意見をいただきありがとうございます。 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合における未成年者の居住地に関する届出（転入・転出等）については、共同親権である婚姻中と同様、父母双方の同意を求める必要はないとの見解が関係府省庁等連絡会議で示されています。ご提案の内容は、未成年者の居所・転居手続きに関する重要な課題であり、法制度の解釈と自治体運用の両面からの整理と、慎重な検討が必要であると考えており、国の動向も注視してまいります。